平成２３年（フ）第１８３８２号
埼玉県越谷市大字袋山1627―１
債務者　小野塚直之
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３８３号
神奈川県綾瀬市寺尾本町３丁目13―22―103
債務者　成田小夜子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３８４号
東京都立川市錦町４丁目12―21―303
債務者　高野　敏孝
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３８５号
埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目54―12
モンシャトー宮原Ｐ棟202
債務者　宮田　麻世
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９３号
千葉県千葉市花見川区花見川４―16―620
小澤方
債務者　村上　浩治
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９４号
東京都昭島市昭和町３丁目19―１―201
債務者　菅野　幸子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９５号
東京都足立区皿沼１丁目15―２―202
債務者　寺沢　誠一
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９６号
東京都足立区皿沼１丁目15―２―202
債務者　寺沢　高子
１　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１２７１号
堺市南区槇塚台１丁10番４―201号
破産者　北株佐津子
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２７４号
大阪府和泉市池田下町1205番地の８、申立時の住所堺市南区御池台３丁47番13号
破産者　村上美砂子
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８２号
堺市南区竹城台１丁２番27―107号
破産者　山本　和弘
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８９号
堺市東区日置荘原寺町175番地５　アルテリーベ301号、前住所堺市東区北野田517番地20
破産者　原園　和則
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９４号
大阪府松原市天美北７丁目６番13号
破産者　お弁当ハウスまるちゃん亭こと　田丸　淳子
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０９号
堺市中区平井1055番地14、住民票上の住所堺市中区八田寺町291番地182
破産者　末續　　潔
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１６号
大阪府富田林市若松町２丁目12番18号
破産者　山下　繁巳
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４７号
堺市北区百舌鳥本町１丁41番地２
破産者　濱田　　勇
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目28番地の１　ツインコート東園田210号
破産者　大野　武昭
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１５号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目20番３号　ヌーベル塚口102号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目24番13―502号
破産者　山本　栄子
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目10番13―306号
破産者　大野　一孝
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３０号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番18号
破産者　高山　　稔
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５０号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目11番24号　吉村文化２階
破産者　中野　一久
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８９号
兵庫県相生市若狭野町八洞210番地の５
破産者　溝渕　召子
１　決定年月日　平成23年12月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部